

障害福祉サービス事業所等の指定を受けるまでの流れ

○指定希望月の前々月の16日までに受け付け、受理した申請書類を審査の上、指定を行います。
なお、月の16日が閉庁日の場合は、直後の開庁日を締切日とします。事前協議及び書類の提出に際しては、事前にお電話で予約をしていただくようお願いします。

1 事前協議

障害福祉サービス事業所等の指定を受けるにあたっては、事業種類や対象者、人員・設備基準などの様々な要素を十分知った上で進める必要があります。市ではこうした疑問にお答えするため、事前協議をお受けしております。

特に共同生活援助や生活介護等、建物の構造が設備基準に関わるサービスの指定を受ける場合は、建築図面を用いた事前協議をお願いします。

①指定基準等に関する質問

②図面相談（建物新築、改修にあたって建築図面をチェック）

※建築図面等に指定基準における部屋の名称（訓練・作業室、多目的室等）及び部屋の面積（有効）を確認します。

※建築基準法や消防法上の基準への適合についてもそれぞれ担当部署に確認してください。

2 指定申請

申請書類は、窓口にて申請者と面談し、事業に関するヒアリングをしながら内容のチェックをします。したがって、管理者になる予定の者など事業内容について理解されている方が申請書類を持参してください。（月の16日締切。16日が閉庁日の場合は直後の開庁日）

申請書類のチェック

○ 主なチェック項目は、人員・設備・運営基準適合性など。

○ 人員基準は、資格証、実務経験証明書、勤務体制・形態一覧表等で確認。

○ 設備基準は、図面及び確認。建築基準法令・消防法令の遵守についても確認。

○ 運営基準は、運営規程で確認。

※申請時点で、必要な人員が確保できており、また基準に適合した建物設備等が確保されていなければなりません。

※申請書類掲載場所（久留米市 HP）Google 等で「久留米市障害者福祉課」と検索 — 「健康福祉部障害者福祉課 - 久留米市」をクリック — 「申請書一覧」 — 「障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等指定申請書及び届出書」

3 書類審査

申請書類を再チェック

※必要に応じて差し替え、追加などの補正をしていただきます。

4 現地確認（指定希望月の前月の20日前後）

設備基準に基づく要件及び他法（消防法、建築基準法等）遵守等に重点をおき、指定申請時の内容を確認します。管理者、サービス管理責任者又は法人代表者の立ち会いが必要です。

5 指定

指定通知書を交付します。（毎月1回、1日付け）